

令和 6 年 10 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 10 月 25 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分 ✓

2. 開催場所 みどり市役所大問々庁舎 3 階 大会議室 ✓

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について ✓
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について ✓
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ✓
日程第 4 議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について ✓

4. 出席した農業委員（12 名） ✓

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員（1 名）

10 番 深 澤 良 朗

6. 出席した農地利用最適化推進委員（11 名） ✓

2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明	4 番 大 塚 孝 一
5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範	7 番 尾 澤 勝
9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎
12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一	

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（2 名）

1 番 新 井 巖 雄 ✓ 8 番 金 子 昇 ✓

8. 出席した事務局職員（3 名） ✓

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 高 橋 潤 一
主 査 松 嶋 広 晃	

事務局 それでは、これより令和 6 年 10 月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達してお
りますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 11 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 皆さんこんにちは。本日も審議事項がありますので、慎重審議の上、総会がスムーズに進みますようよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和6年10月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和6年10月25日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「3番：石原 郷士 委員」と「4番：岩崎 十三江 委員」の両名にお願いいたします。

議案第1号

議 長 日程第1議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和6年10月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。番号1番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、一般住宅、1棟。当初、申請人が一般住宅を建築する予定であったが諸事情により建築できなかった。今回、承継者より申請地を譲り受け、一般住宅を建築したい旨の申し出があったため計画変更するもの。農地法第5条同時申請。第3種農地。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長 日程第1議案第1号、番号1番について、大間々8区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、大澤です。地図の 1 番をご覧ください。申請地は、県道大間々桐生線のみどり市教育庁舎の交差点を 100 メートルくらい南下した西側です。土地自体は草で覆われていますが、住宅用地として申請が出ているもので何ら問題ないと考えますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 10 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑、営農型太陽光発電事業用地（一時転用）。営農型太陽光発電事業に際し、事業を継続したく申請するもの。第 1 種農地、始末書。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

議 長 番号 1 番について、笠懸第 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 2 番をご覧ください。久宮の〇〇設備の十字路を 200 メートル南下した右側の土地になります。現在、下部農地には榊が植えられており、何ら問題のない状態かと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

12 番委員 12 番、星野です。確認させていただきたいのですが、面積が 1,080 m²の内 0.33 m²となっていますが、これはほんの一部の榊がかかっている部分のことなのでしょう

うか。

事務局 土地に接地する支柱の面積になります。

議長 その他に意見はありますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号

議長 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和6年10月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。申請件数は7件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。
番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑、建売分譲住宅用地(3区画)、売買。現在、不動産建築業を営んでいるが、幹線道路に近く閑静な住宅地であるため、申請地に建売分譲住宅を建設したく申請するもの。第3種農地
番号2番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、倉庫・資材置場用地、売買。現在、建設業及び不動産業を営んでおり、倉庫及び資材置場を自己所有したいと考え申請するもの。大間々用水土地改良区第4工区、第1種農地、始末書。
以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議長 番号1番について、笠懸第6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、清水です。地図の3番をご覧ください。申請値は大間々尾島線を南下して久宮の信号を左折し、50メートルほど進んだ十字路を右折、南下してもらい100メートルくらい進んだ左側になります。現地の北側は墓地で、東側が住宅、西側はアパートとなっており、住宅街の中にあるので何の問題もないと考えますので、慎重審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

議 長 番号 2 番について、笠懸第 10 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番 委 員 4 番、岩崎です。地図の 4 番をご覧ください。西鹿田の南にあるコンビニエンスストアがある十字路を新里方面に進んでいただき、最初の T 字路を右折して進んだ住宅地の一角です。申請地は草が生えていますが、平坦な場所ですし、新しい住宅地になりつつある場所です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。
続きまして、番号 3 番、番号 4 番について、事務局よりお願いいたします。

事務局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。
番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、一般住宅用地、売買。現在、大間々町のアパートに居住しているが、環境が良い申請地に一般住宅を建てたく申請するもの。第 3 種農地。
番号 4 番。被設定人、設定人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、定期借地権付き建売分譲住宅・道路用地、定期借地権。現在、建設業を営んでいるが、買主の経済的負担を軽減するため、定期借地権付き建売分譲住宅を建築したく申請するもの。第 3 種農地。
以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 3 番

- 議 長 番号3番について、大間々第8区の担当委員より説明をお願いします。
- 5番委員 5番、大澤です。先ほどの計画変更と同じ申請地で、こちらは農地法第5条の申請となります。何ら問題ないかと思しますので慎重審議をお願いします。
- 議 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 議 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。
- 番号4番
- 議 長 番号4番について、大間々第8区の担当委員より説明をお願いします。
- 5番委員 5番、大澤です。地図の5番をご覧ください。申請地は、大間々東中学校の西側になります。申請地の南側のみ農地に接しています。草もなく、きれいに整地されていて、住宅に適していると思います。慎重審議をお願いします。
- 議 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 議 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。
続きまして、番号5番、番号6番について説明をお願いします。
- 事 務 局 続きまして、番号5番、番号6番についてご説明いたします。
番号5番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、露天資材置場用地、売買。現在、土木・建築工事、解体工事等を営んでいるが、資材置場用地として地主と売買の合意ができたため申請するもの。第3種農地。
番号6番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、店舗用地、賃貸借。現在、申請地の南側を店舗の敷地として利用しているが、建物の老朽化や売場面積が小さいことから、申請地を含めて建て替えをたく申請するもの。第3種農地。
以上2件について、ご審議のほどよろしく願います。

番号 5 番

議 長

番号 5 番について、大間々 3 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番 委員

12 番、星野です。地図の 6 番をご覧ください。大間々の本町通り、122 号線を北上しまして、〇〇〇〇〇館の手前、大間々高校入口の信号を西側に左折しまして、50～60 メートル行ったところの交差点を右折して 20 メートルほど行ったところを左折すると右側にアパートがあり、その南側が該当地になります。ここは 1 年に 1 回草刈りをしていて、入口付近は草が伸びていますが、金網の中はそれほどでもないです。特に問題ないかと思しますので慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

議 長

番号 6 番について、大間々第 11 区の担当委員が欠席のため、現地確認を行った委員より説明をお願いします。

2 番 委員

2 番、赤石です。先日 18 日に現場を見てきました。これと言って問題はありませんでした。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 6 番の申請は可決いたします。
続きまして、番号 7 番について説明をお願いします。

事 務 局

続きまして、番号 7 番についてご説明いたします。
番号 7 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町花輪、畑、一般住宅・物置用地、賃貸借。現在、一般住宅用地・物置用地として使用している申請地について、過去に転用許可を受けていないことが

判明したため申請するもの。第3種農地、始末書。
以上1件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

番号7番

議 長

番号7番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

議 長

番号7番について、東第1区の担当委員より説明をお願いします。

8 番 委 員

8番、関口です。地図の8番をご覧ください。申請地は、東町の旧国道、現在、〇〇〇〇〇〇組合がある場所の2軒先になります。申請人とも話をしましたが、お嫁に来た方で、当時のことはほとんどわからず、始末書のとおりかと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号7番の申請は可決いたします。

議案第4号

会 長

日程第4議案第4号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和6年10月25日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が13件、再設定が5件ございます。

はじめに新規設定からご説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号1番、笠懸町西鹿田、台帳、現況とも田になります。 ✓

番号2番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。 ✓

番号3番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。 ✓

番号4番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。 ✓

番号5番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。 ✓

番号 6 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。／
番号 7 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。／
番号 8 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。／
番号 9 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。／
番号 10 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。／
番号 11 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。／
番号 12 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。／
番号 13 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。／
新規設定 13 件の地積合計は、31,698 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定番号 1 番から番号 13 番につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 質問がある方はお願いいたします。
意見等ないようですので、新規設定番号 1 番から番号 13 番について採決をいたします。新規設定番号 1 番から番号 13 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定番号 1 番から番号 13 番の申請は可決いたします。それでは、再設定の利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして、再設定について説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号 1 番、笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。／
番号 2 番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。／
番号 3 番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。／
番号 4 番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。／
番号 5 番、笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。／
再設定 5 件の地積合計は、11,408 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。再設定番号 1 番から番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、再設定番号 1 番から番号 5 番について採決をいたします。再設定番号 1 番から番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、再設定番号 1 番から番号 5 番の申請は可決いたします。
ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 6 年 10
月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 6 年 10 月 25 日 午後 2 時 50 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利信

3 番委員

石原 郷七

4 番委員

岩崎 ナニ江